

○益田圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例

平成24年9月6日

益田市条例第23号

改正 平成25年12月25日条例第34号

平成29年3月28日条例第2号

(設置)

第1条 益田圏域定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定又は変更に当たり、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、益田圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、及び協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) その他益田圏域定住自立圏構想の推進に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、益田圏域定住自立圏の形成に関する協定書に掲げられた政策分野の関係者及び定住自立圏構想について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 懇談会は、前条に規定する事務の遂行を補助するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、政策企画局政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の規定により最初の委員となった者の任期は、第4条第1項本文の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

(会議招集の特例)

3 最初の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年12月25日条例第34号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。